

時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金より改称予定)

時間外労働上限設定コース(拡充)

要求額 1,919,015千円

【助成概要】

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成

【対象事業主】

- ① 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月(単月に複数名が行った場合を含む)行った労働者がいた中小事業主
- ② 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月(単月に複数名が行った場合を含む)行った労働者がいた中小事業主

【助成率、上限額】

- ・費用の3/4を助成
 - ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
 - ・① 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定
⇒ 上限150万円
 - ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合
⇒ 上限額100万円
 - 月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合
⇒ 上限額50万円
 - ・② 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定
⇒ 上限100万円
 - ・③ ①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算
⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円
- ※上限額の合計は200万円まで

勤務間インターバル導入コース(拡充)

要求額 1,027,974千円

【助成概要】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

【対象事業主】

新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主

【助成率、上限額】

- ・費用の3/4を助成
- ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
- ・上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満
⇒ 40万円
- 11時間以上
⇒ 50万円

職場意識改善コース(拡充)

要求額 128,099千円

【助成概要】

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成

【対象事業主】

- 以下の目標を達成した中小事業主
- <年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組>
- ①年休の年間平均取得日数を4日以上増加
- ②月間平均残業時間数を5時間以上削減
- <週所定労働時間を40時間以下とする取組>
- 特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること

【助成率、上限額】

- <年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組>
- 費用の1/2～3/4を助成、上限100万円
- ※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算
- <週所定労働時間を40時間以下とする取組>
- 費用の3/4を助成、上限50万円
- ※ 3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

団体推進(新規)

要求額 426,440千円

【助成概要】

3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用を助成

【支給要件】

傘下企業のうち、1/2以上の企業について、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと

【上限額】

上限500万円
※都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円)

【助成対象】

会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費

【助成対象】(3コース共通)

就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費